

指定管理者制度導入施設における評価委員会による モニタリングの実施とその結果の活用について

1. 趣旨

府と指定管理者が業務について行う点検・評価内容に対し、外部有識者で構成する指定管理者評価委員会からの指摘・提言を行い、それを施設運営にフィードバックすることでさらに府民サービスの向上につなげていく。

大阪府の指定管理者制度導入施設においては指定管理者評価委員会によるモニタリングを実施している。

2. 各種評価

本モニタリングでは、評価票を中心に評価を行う。

- ・項目評価：評価票の各項目ごとの評価（毎年度実施）
- ・年度評価：各年度ごとの評価（毎年度実施）
- ・総合評価：年度評価を総括した評価（令和 11 年度実施予定）
- ・最終評価：年度評価を最終年度まで含めて総括した評価（令和 12 年度実施予定）

3. 実施体制

●役割分担

（1）施設所管課

【役割】

事務局を兼ねる。評価票の作成・公表、委員会への報告等を行う。

（2）指定管理者

【役割】

「評価票」の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を施設所管課へ報告する。

（3）指定管理者評価委員会

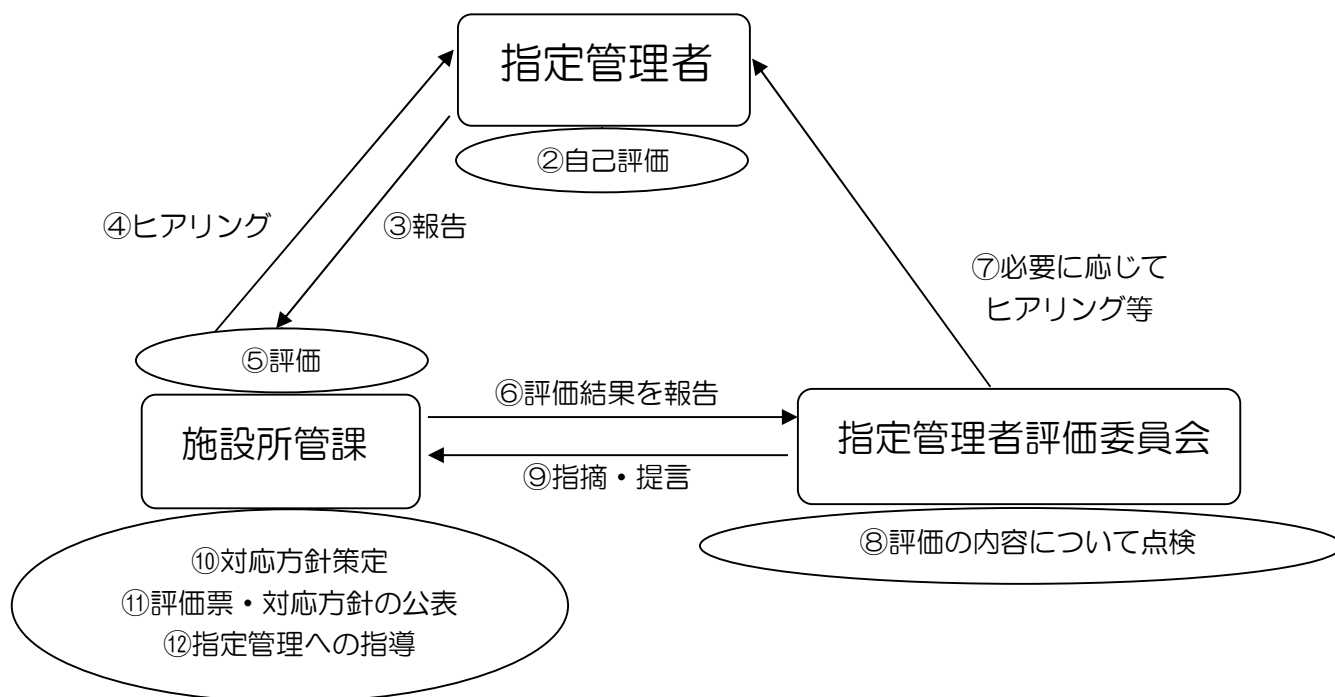
【役割】

指定管理者評価委員会は、施設所管課の評価、利用者満足度調査等の結果について施設所管課より報告を受け、点検を行い、施設所管課に対して指摘・提言する。

【構成、任期など】

- ・参考資料 1 「大阪府立男女共同参画・青少年センター指定管理者評価委員会規則 参照。

●評価の流れ



- ①評価委員会において、評価項目・評価基準の確定。
- ②指定管理者が自己評価
- ③指定管理者が施設所管課へ自己評価結果を報告
- ④施設所管課が指定管理者へヒアリング
- ⑤施設所管課が指定管理者を評価
- ⑥施設所管課が指定管理者に対し行った評価結果を指定管理者評価委員会へ報告
- ⑦必要に応じ、指定管理者評価委員会が指定管理者に対して指定管理者へのヒアリング等を実施
- ⑧指定管理者評価委員会が施設所管課の評価の内容について点検を実施
- ⑨指定管理者評価委員会が施設所管課に対して指摘・提言
- ⑩施設所管課が対応方針を策定
- ⑪施設所管課が評価票・対応方針をホームページで公表
- ⑫施設所管課が、評価結果を踏まえ、必要に応じ、改善のための指示（口頭による注意含む）を指定管理者に対して行う。

●スケジュール

時 期	指定管理者評価委員会	施設所管課	指定管理者
7月 までに	第1回評価委員会開催 【評価項目・評価基準の確定】	原則として、選定委員に 対して評価委員を就任 依頼 評価票の作成	
9～ 11月			自己評価の実施 報告
11～ 12月	必要に応じて、指定管理者に 対してヒアリング等を実施	施設所管課による評価	
1月	第2回評価委員会開催 【施設所管課による評価 の内容について点検】	指摘・助言 対応方針策定 ↓ 次年度以降の事業計 画等に反映	
3月		評価票・対応方針の公表	事業計画書の提出

※指定期間の最終年度の前年度については、年度ごとの評価に加えて、それまでの年度評価を総括した総合評価を行う。また、最終年度には、指定期間全体を総括した最終評価を行う。

4. 次期指定管理者選定委員会における審査での減点措置

【減点措置の内容】

- 施設所管課が行う総合評価結果が最低評価であった場合には、次回の指定管理者選定時に減点措置を講じることとする。
- ⇒次回の指定管理者選定時における当該事業者採点評価については、「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点率を乗じることとする。

5. 評価の基準

モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

① 項目ごとの評価は、次の4段階評価とする。	S（計画を上回る優良な実施状況）	② 年度評価は、次の4段階評価とする。	S（項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。）	③ 総合評価及び最終評価は、次の4段階評価とする。	I（評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。）
	A（計画どおりの良好な実施状況）		A（項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない。）		II（評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない。）
	B（計画どおりではないが、ほぼ良好な実施状況）		B（S・A・C以外）		III（I・II・IV以外）
	C（改善を要する実施状況）		C（項目ごとの評価のうちCが2割以上。又は、Cが2割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合）		IV（評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。）

④ 総合評価がIVとなった場合には、次回の指定管理者選定時に減点措置を講じることとする。